

財務監査（備品管理）結果報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の目的 地方自治法第199条第5項の規定による財務監査で、町が管理する備品に係わる以下の事項について監査を実施した。
 - (1) 備品台帳が正確に整理され、備品の管理が適正に行われているか。
 - (2) 備品として購入されたものが有効に使用されているか。
- 2 監査対象 亀代地区公民館（社会教育課）
藤寄体育館（社会教育課）
亀代小学校（子ども教育課）
- 3 監査期間 令和4年7月27日（水）
- 4 監査委員氏名 聖籠町代表監査委員 二宮 秀男
聖籠町監査委員 田中 智之

第2 監査結果

- 1 亀代地区公民館及び藤寄体育館（社会教育課）

事前に提出された備品台帳に基づき、社会教育課職員立ち合いのもと実施した。

亀代地区公民館及び藤寄体育館は購入した備品数も少なく、台帳との照合も問題なかった。

しかし、寄付により取得した備品の登録や、所管換えによる手続きの不備が見受けられたため、改めて事務処理を行い再度、備品と突き合わせをされたい。
- 2 亀代小学校（子ども教育課）

事前に提出された備品台帳に基づき、子ども教育課職員及び教頭立ち合いのもと実施した。

総体的には所定の場所に保管されており概ね良好な状態であったが、人事異動による引き継ぎ上手く行われていなかったのか、一部の備品で、保管場所が変わり確認できないものが見受けられた。

また、備品は廃棄したが台帳システムでの処理を行っておらず、台帳登録されているもの、使えない状態で放置されている備品など今一度、確認されたい。

以上